



平成30年4月25日

各位

会社名 株式会社スーパーツール
代表者名 代表取締役社長 平野 量夫
(JASDAQ・コード5990)
問合せ先 経理部次長 田中 穰
電話番号 072-236-5521

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の単元株式数（売買単位）を現行の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

(2) 変更の内容

平成30年9月16日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成30年9月16日をもって、同年9月15日（実質上9月14日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月15日現在）	10,405,480株
株式併合により減少する株式数	8,324,384株
株式併合後の発行済株式総数	2,081,096株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値の変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月15日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,963名 (100.0%)	10,405,480株 (100.0%)
5株未満所有株主	194名 (6.5%)	230株 (0.0%)
5株以上所有株主	2,769名 (93.5%)	10,405,250株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主さま194名(所有株式数の合計230株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会決議を経ることなく行われます。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年9月16日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成30年4月25日
定時株主総会開催日	平成30年6月8日(予定)
単元株式数の変更、株式併合、および 定款一部変更の効力発生日	平成30年9月16日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年9月16日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月12日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成30年9月16日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。また、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株としますと、現状の株価水準からみて望ましい投資単位とはならない可能性があることや、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、併せて5株から1株に株式併合することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年9月15日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。

【議決権数について】

議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	775株	なし	155株	1個	なし
例③	353株	なし	70株	なし	0.6株
例④	2株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例③、④のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

また効力発生前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例④のような場合)は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q6. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

A7. 特段のお手続きの必要はございません。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8. 次のとおり予定しております。

平成30年6月8日(予定) 定時株主総会

平成30年9月12日(予定) 100株での売買開始日

平成30年9月16日(予定) 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成30年12月上旬(予定) 端数株式処分代金の支払開始

※株主名簿管理人(お問い合わせ先)

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話0120-094-777(フリーダイヤル)

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)